

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱(介護分)(平成27年11月9日制定。以下「県要綱」という。)に基づき、介護施設等の整備を行う事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、名護市補助金等の交付に関する規則(昭和56年規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、区分、補助単価、単位及び対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 県要綱別表1の地域密着型サービス等整備助成事業の欄中地域密着型サービス施設等の整備の欄に掲げる事業、区分、補助単価、単位及び対象経費
- (2) 県要綱別表1の介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の欄中定員29人以下の地域密着型施設等の欄に掲げる事業、区分、補助単価、単位及び対象経費

(補助対象外経費等)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、この要綱の規定による補助の対象としないものとする。

- (1) 既に実施している事業に要する費用
- (2) 他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用
- (3) 土地の買収又は整地に要する費用
- (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (5) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (6) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条の規定による交付申請は、名護市地域医療介護総合確保事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

(交付決定通知)

第5条 規則第7条第1項に規定する交付決定通知は、名護市地域医療介護総合確保事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

2 交付決定通知には、規則第6条第1項に規定する条件のほか次の条件を付する。

- (1) 補助事業の完了後、定められた期限内に実績報告書等を市長に提出しなければならないこと。
- (2) 善良な管理者の注意をもって補助事業を執行し、また、補助金を他の用途に使用してはならないこと。
- (3) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を事業の全てが完成した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得等した財産には、処分の制限があること。
- (5) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならないこと。
- (6) 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならないこと。
- (7) その他法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要なこと。

3 規則第7条第2項に規定する通知は、名護市地域医療介護総合確保事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)とする。

(補助事業変更申請)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する補助事業の変更又は同項第2号に規定する事業の中止若しくは廃止の申請は、名護市地域医療介護総合確保事業補助金交付変更申請書(様式第4号)によるものとする。

2 前項に規定する申請に係る承認は、名護市地域医療介護総合確保事業補助金交付変更決定書(様式第5号)によるものとする。

(着手届)

第7条 補助事業者は、地域密着型サービス等整備助成事業に係る当該事業の工事の着手があったときは、当該工事に着手した日から10日以内に名護市地域医療介護総合確保事業工事着工報告書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、毎年度12月末現在の補助事業の進捗状況を、翌年1月末日までに名護市地域医療介護総合確保事業遂行報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、名護市地域医療介護総合確保事業補助金実績報告書(様式第8号)によるものとする。

(補助金確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、名護市地域医療介護総合確保事業補助金確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金の請求は、名護市地域医療介護総合確保事業交付請求書(様式第10号)によるものとする。

(補則)

第12条 規則第9条の事情変更による決定の取消し等、規則第14条の是正のための措置その他この補助金交付の施行に必要となる様式は、その都度定めることができる。

2 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第85号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第67号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の名護市地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱の規程によってした手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってした手続その他の行為とみなす。